

高野参詣道を含む体験型ツアーコンテンツ造成事業業務委託に係る
プロポーザル募集要領

※企画提案書を提出しようとする事業者は必ず「入札参加申込書（様式1）」を令和元年10月23日（水）17時までに提出して下さい。入札参加申込書を提出しなかった場合は、企画提案書は受付できません。

1 概要

(1) 業務名

高野参詣道を含む体験型ツアーコンテンツ造成事業業務

(2) 業務目的

本事業は、欧米豪の訪日外国人旅行者向けに、地域の DMO と連携して「高野参詣道」を含む高野山麓地域の魅力的な体験型ツアーコンテンツを造成するとともに、積極的な情報発信を実施することで、訪日外国人旅行者の誘客・滞在を促進し、高野山麓地域での旅行消費を拡大することを図るものである。

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 見積もり限度額

3, 500, 000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 契約予定期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

2 参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 連絡先及び提出先

担当課：和歌山県 商工観光労働部 観光局 観光交流課

担当者：岸本（きしもと）、古川（ふるかわ）

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話：073-441-2785

F A X：073-427-1523

E m a i l：kishimoto_s0005@pref.wakayama.lg.jp（岸本）

furukawa_r0010@pref.wakayama.lg.jp（古川）

※Emailは、担当者2名どちらにも送付すること。

4 スケジュール

項 目	日 程
・企画提案書作成に係る質問受付	令和元年10月16日(水) ～10月18日(金)17時まで
・入札参加申込書提出期限	令和元年10月23日(水)17時まで
・企画提案書の受付期間	令和元年10月29日(火)17時まで
・選定委員会	令和元年10月31日(木)（予定）
・選定結果の通知・公表	令和元年11月 1日(月)（予定）

5 入札参加申込書提出期限

(1) 申込期限：令和元年10月23日（水）17時まで

(2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）によりFAX又は電子メールで「3連絡先及び提出先」まで。

※提出後、入札参加申込書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。

6 企画提案書作成に係る質問について

(1) 質問期限：令和元年10月16日（火）～10月18日（金）17時

(2) 質問方法：「質問票」（様式2）をFAX又は電子メールで「3連絡先及び提出先」まで送付すること。

※提出後、質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。

(3) 質問回答：随時、観光交流課HPで公表

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案申請書（様式3）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書及び積算内訳（任意様式）

エ 誓約書（様式4）

オ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）

カ 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

キ 直前一事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類す

る書類

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 受付

ア 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）

イ 提出先 「3連絡先及び提出先」

ウ 提出期間 令和元年10月29日（火）17時まで

※提出後、企画提案書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。

(4) 企画提案書に盛り込む内容

ア 本事業の取組方針及び手法

イ 本事業の取組体制（人員・経験等）

ウ 現地調査・検討会・モニタリング等の体制

エ 情報発信の手法・体制

オ 本事業に関連する実績

カ 再委託等の有無及び予定

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

オ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

8 企画審査

(1) 選定方法

選定は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、選定項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

開催日時 令和元年10月31日（木）（予定）、書面審査のみ。

(3) 選定項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める選定項目を追加する場合がある。

ア 業務内容の理解度：業務内容について十分に理解しているか等。

イ 業務内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴っているか等。

ウ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案が含まれているか等。

エ 業務実施の安定性：実施体制に問題がないか。見積金額は妥当か等。

オ 専門的知識：実施に必要な十分な専門的知識を有するか等。

(4) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(6) 評価点数が同点の場合

「ア業務内容の理解度」の評価点が高い事業者を選定する。「ア業務内容の理解度」が同点の場合は、以下順にイ、ウ、エ及びオの評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。

上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県観光交流課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

(9) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合はこの限りではない。

エ 特定された受託者は、法人にあっては法人登記事項証明書、個人にあっては住民票、また、消費税及び地方消費税、その他国税、県税及び市町村税に未納のないことを証する書類（発行後3ヶ月以内のもの）を契約締結までに速やかに各1部ずつ提出すること。ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、県税及び市町村税に未納のないことを証する書類は必要としない。

9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

(1) 「2参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提案者に次の行為があった場合

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1 0 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

1 1 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (4) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (5) 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。